## 市税課

## 室蘭市税条例中一部改正の主な概要(令和5年6月第2回定例会)

番号	税目	項目		条 文 地方税法等	現 行	改正	施行期日	備考
1		森林環境税の課税開始に 伴う所要の改正	31条の2 34条の2 34条の5	321条の7 321条の7の10 施行令 48条の9の3 森林環境税法 7条	<ul> <li>◎ 令和6年度からの森林環境税課税開始に伴い、販所得割に係る還付金について、個人市民税と同様</li> <li>○ 森林環境税は個人市民税の均等割の賦課徴収</li> <li>○ 給与所得等に係る個人市民税の特別徴収におい可能とする。</li> <li>○ 配当割等に係る還付金による森林環境税への網</li> </ul>	の取り扱いを行えるようにする。    に併せて賦課徴収する。    -      -  -	令和6年1月1日	R5均等割 納税義務者数 の見込み 36,504人 森林環境税 税率:1,000円
2	個人市民税	扶養親族等申告書の記載 事項の簡素化	30条の2の2	317条の3の2	<ul><li>◎ 給与所得者は必要事項を記載した扶養親族等申</li><li>○ 記載事項</li><li>・給与支払者の氏名、納税義務者の氏名、 扶養親族の氏名、その他施行規則で定める事項。</li></ul>	告書を毎年提出しなければならない。  〇 同左 ・記載事項が前年の申告内容と異動がない 場合には、異動がない旨の記載によること ができる。	令和7年1月1日	
3		肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長	附則9条	附則6条	<ul><li>◎ 免税措置の適用</li><li>○ 昭和57年度から<b>令和6年度</b>まで</li><li>※ 免税範囲 売却価格100万円未満</li></ul>	◎ 左記 を3年延長 ○ 昭和57年度から <b>令和9年度</b> まで の肉用牛を年間1,500頭まで	公布の日	実績無し
4		優良住宅地造成のための 土地の長期譲渡所得に係る 課税特例の延長	附則 23条	附則 34条の2	(国・地方公共団体等へ土地を譲渡した場合)  ② 軽減税率の適用  ○ 昭和63年度から <b>令和5年度</b> まで 譲渡所得  2,000万円以下 市2.4%(道1.6%)	<ul><li>◎ 左記 を3年延長</li><li>○ 昭和63年度から令和8年度まで</li><li>※ 通常の土地譲渡所得の税率 市3%(道2%)</li></ul>	公布の日	H29該当1件 影響額△8千円
5		特定小型原動機付自転車 に係る軽自動車税種別割 の税率の決定	73条	463条の15 規則 15条の15	◎ 道路交通法の一部改正により、一定の電動キック 定義されたことに伴う種別割の税率の決定。	  ボード等について、「特定小型原動機付自転車」と     ○ 税率 <u>2,000円</u>   ○ <u>令和6年度</u> の課税より適用	令和5年7月1日	改正後と同じ税率を適用しているため影響無し
6		燃費・排ガス性能の不正行 為に係る再発抑止策の強化	附則 18条の3 19条の2	附則 29条の9 30条の2	<ul><li>◎ 燃費・排ガス性能において不正行為を行った自動より生じた納付不足額を徴収する際に加算する割</li><li>○ 納付不足額に加算される割合 → 10%</li></ul>		令和6年1月1日	実績無し

## 室蘭市税条例中一部改正の主な概要(令和5年6月第2回定例会)

市税課

番号	税目	項	目	関係 市税条例	条 文 地方税法等	現行		改	正	施行期日	備 考
7	個人市民税	規定の整備 (	(条項ずれ)	30条の2の2	317条の3の2		番号2の改正に	よる項ずれの修正		令和7年1月1日	
	個人市民税	(	(文言修正)		森林環境税法 7条	- 略 - によって - 略 -		- 略 - により - 略 -		令和6年1月1日	